災害廃棄物搬入承諾申請書　兼　減免申請書

年　　月　　日

鶴岡市長

|  |  |
| --- | --- |
| 住所 |  |
| 氏名  ※法人名及び代表者名 |  |
| 電話番号 |  |

災害に起因する廃棄物（災害ごみ）を市民用仮置場に搬入したいので、**裏面の注意事項を遵守して**、下記のとおり申請します。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| ごみが  発生した場所 | |  |
| ごみの種類（該当するものすべてに〇） | 1 | 一辺が2mを超える大型家具 |
| 2 | 一辺が2m以下の家具類（主に木製またはプラスチック製のもの） |
| 3 | 一辺が2m以下の家具類（主に金属類） |
| 4 | 金属製品（家具類を除く） |
| 5 | ガラス類、ガラス製品 |
| 6 | たたみ |
| 7 | その他の燃えるごみ |
| 8 | 燃えないごみ（瓦、ブロック、土砂等） |
| 9 | 家電製品（テレビ、エアコン、洗濯機、冷蔵庫、パソコンを除く） |
| 10 | その他のごみ（具体的に：　　　　　　　　　　　　　　　　） |

注意事項

搬入にあたって守っていただくこと

|  |
| --- |
| 1.搬入ごみの検査を受けること。 |
| 2.市民用仮置場内では、最徐行すること。 |
| 3.搬入ごみは、種類ごとに指定された場所に自ら降ろすこと。 |
| 4.市民用仮置場内では、火気を使用しないこと。 |
| 5.その他、係員の指示に従うこと。 |

搬入できるもの

|  |
| --- |
| 鶴岡市内で、災害により発生又は破損したごみであって、以下の「搬入できないもの」に該当しないごみ |

搬入できないもの

|  |
| --- |
| 1.家庭ごみ、紙類、缶・びん等、プラ製容器包装  ※収集再開後、ごみステーションに排出してください。 |
| 2.事務ごみ |
| 3.毒性、危険性、引火性を有するもの  ※電池、毒・劇薬、農薬、溶剤、塗料、廃油、ガスボンベ、消火器、ぱってりー、火薬、ガソリン、灯油、ライター等 |
| 4.火気のあるもの  ※燃え殻等 |
| 5.著しい悪臭を発するもの、多量の汚水を排出するもの |
| 6.法令でリサイクルが義務付けられているもの  ※テレビ、エアコン、洗濯機、衣類乾燥機、冷蔵庫、パソコン |
| 7.その他処理が難しいもの |